

学生サポーターになりませんか？

障がい学生支援センターでは、ノートテイク・PCノートテイク等、障がいのある学生が希望する支援を行う学生サポーター（有償ボランティア）を募集しています。

関心のある方は、障がい学生支援センターまでお問い合わせください。



学生サポーターはいつでも募集しています。
お気軽にお問い合わせください。

◆主な支援内容

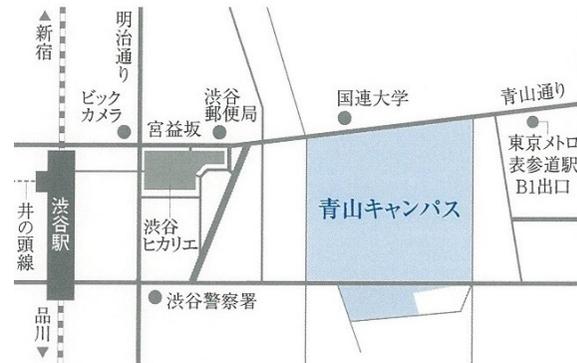
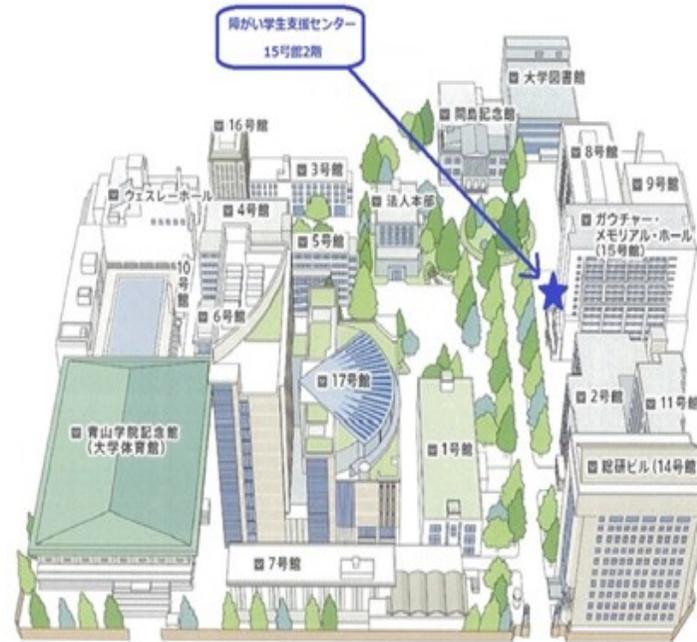
- ・車いす介助等の移動サポート
- ・ノートテイク、PCノートテイク
- ・教材の文字起こし
- ・教材のデジタルデータ化 等

◆ノートテイクとは…

聴覚障がいのある学生の耳の代わりとなって、授業中に先生が話す内容や、その場で起こっていることを2人1組で手書きまたはパソコンで要約するボランティアのことで



青山キャンパス



【問い合わせ先】青山キャンパス 15号館2階
〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25
☎03-3409-6348
e-mail; agu-support@aoyamagakuin.jp
障がい学生支援センター

【開室時間】月～金 9:00～11:30
12:30～17:00

青山学院大学

障がい学生支援センター 修学支援のご案内

支援を必要とする学生の皆様へ

障がい学生支援センターの業務

- ☆障がいや病気、けがなどで支援が必要な学生に関する
本人・保証人・教職員のための相談・支援・調整業務
- ☆各学部・研究科、教務課等と支援について連絡・調整
- ☆障がいについて、学内の理解・啓発活動など



青山学院大学

AOYAMA GAKUIN UNIVERSITY

障がい学生支援センターとは

青山学院大学では、障がいのある学生が授業などにおいて支援を必要とする場合に、合理的配慮（Reasonable Accommodation）の考えに基づき、他の学生と等しい条件で学生生活を送れるよう支援を行っています。

大学における合理的配慮（Reasonable Accommodation）とは、大学が提供している様々な機会を、全ての学生が平等に得られるための必要かつ適切な配慮であり、「均衡を失した又は過度の負担」「教育内容の本質や評価基準の変更」「他の学生に影響を及ぼすような大幅な教育スケジュールの変更や調整」を行うものではありません。



障がい学生支援センターでは、専門のコーディネーターを配置し、障がいのある学生とともに必要な支援を考え、在籍する学部・研究科や関連部署と連携した支援を行っています。支援が必要と感じたときはいつでもご相談ください。

入学から卒業まで 総合的な支援を目指します

大学生活をスムーズに開始できるよう、入学前から相談に応じ支援体制を整えていきます。また、卒業後の進路選択に関して、進路・就職センターや学外機関等と連携し、支援していきます。卒業後に自律的な生活ができるためにも、学生自身が必要な支援を自ら考え、主体的に支援を活用するプロセスが重要となります。



入学試験に関するご相談は、入学広報部にて行っています。

支援の対象と支援内容

障がいのある学生や、病気やけがなどで支援を必要とする学生が、配慮を希望し、かつ、その必要性があると認められた場合に、支援や調整を行います。

支援は、本人の申し出により手続きが始まります。具体的な支援内容は、話し合いを通して決めていきます。

支援例

◆すべての障がい共通

- ・授業支援のための学生サポーターの同席、PCを使用した支援
- ・授業中、本人によるPC等電子機器類の使用
- ・重要な情報（試験範囲、休講情報等）の板書またはプリント配布

◆視覚障がい

- ・資料・板書内容の読み上げ
- ・教材・資料のデジタルデータ化、拡大化



◆聴覚障がい

- ・手書きノートテイク・PCノートテイク
- ・一部授業での手話通訳
- ・映像教材の文字起こし



◆病弱・虚弱

- ・体調不良時の途中退室許可
- ・授業中の服薬のための水分摂取許可

◆肢体不自由

- ・ポイントテイク
- ・教室移動介助、その他の移動支援
- ・教室配置、座席指定の調整

◆発達障がい・精神障がい

- ・ポイントテイク
- ・座席指定の調整
- ・修学環境の調整



学生生活をサポートします

障がいのある学生をはじめ、誰もが使いやすいバリアフリーなキャンパスづくりを目指します。関係部署と協議しながら、順次点検・改修を行い、様々な設備を設置していきます。必要な設備や機器類がある場合は、まずはご相談ください。



支援の流れ

1. 申し込み・インテーク（初回面談）

支援を希望する学生は、障がい学生支援センターまでお問い合わせください。



2. 面談

学生本人、所属学部・研究科、障がい学生支援コーディネーター、関係部署等と面談を行い、支援内容を決定します。なお、授業等の配慮を希望するにあたり、必要書類の提出をお願いします。（※）



※必要書類とは、医師の診断書や意見書、「障害者手帳」等をいいます。

3. 支援決定・開始

支援開始後も必要に応じて面談を行い、適宜支援内容を見直します。学期末には学期を振り返り面談を行い、支援内容を見直します。